

拘束預金と独禁法19条

松　村　晴　路

The Relation of Binding Deposit and Antitrust law's Article 19

by Seiji Matsumura

The study is a consideration on the relation of binding deposit and Antitrust law's Article 19. Especially, the main purpose annotated about binding deposit case of Supreme Court of Judicature.

1　序

昭和22年成立の独禁法は、明治20代から形成された所の「経済法」の流れと変遷⁽¹⁾の中で、今日の現代社会（現代国家）における姿勢の重要な一面を示している。ことに、戦前（第二次大戦）までの流れ——たとえば、重要産業統制法（昭6年）、国家総動員法（昭13年）などに見られる独占助長や集中的統制と比較して——国家の「経済生活」への介入觀が全く異なる。

それは、経済の民主化・財閥解体・市場支配の禁止・自由対等な競争原理の中での「生産・取引・消費」が、経済的弱者（たとえば、中小企業・消費者）の保護となり、現代社会における生活権・生存権の保障ともなると考えられている。

独禁法19条（不公正な取引方法の禁止）は、同13条（私的独占・不当な取引制限の禁止）と共に、独禁法の二本柱としての中心規定であり、体制的従属関係と個別的従属関係⁽²⁾としての二面的関係でとらえて、その排除を求める目的とし、後者の関係（同19条）は、取引社会・競争秩序に対して、個別的な形で侵害を加え、その公正が自由な秩序づけを阻害するものとして、「不公正な取引方法の意義」を認め、その従属的地位にある取引主体の保護・そのための公正競争確保のための規制である。

本稿は、岐阜市におけるY金融機関とX中小企業と間において、事業資金を借りる際に、Y金融機関が融資の条件として融資額の一定限度を担保の代わりに預金させる「歩績み・両建て預金」契約、いわゆる拘束性預金契約は、借手に過重な金利負担を負わせる不公正な取引となるか、についての最高裁判決（最判昭52・6・20民集31巻4号449頁）を中心にして、市場支配力の規制の一面としての不公正取引方法の内容をまとめたものである。

1・金沢良雄・経済法・p 46以下

ただし、経済法概念については、多岐多様であり、現在定説はないと言われている

独禁法等を中心に考察すれば、「資本主義の高度化の段階において、経済法の意義を求める、独占体

と被独占体との間の経済的従属関係」の是正と調和を計ることを目的とする所の現代法としての介入（規制）にあると言える。しかしながら、我が国の経済法の歴史と変遷は、同時に、「保護・育成」することによって近代国家の形成化を為さしめた所の明治20年代よりの「経済法」の流れがあり、以来今日までの多くの助成法（例、農業・農作物への助成法は、将に、助成金政策とも言える）の下に、経済法は展開されたと言えよう。

2・正田彬・独占禁止法・p 193以下

2 事実の概要

1) 本件の事実関係は次の通りである。

中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合であるY商工信用組合（被告・控訴人・被上告人）は、同組合の組合員であるX株式会社（原告・被控訴人・上告人）（提燈、屏風を製造する雰囲な個人会社）との間に、昭和35年10月31日、Yから750万円を、弁済期昭和38年8月30日、利息日歩4銭（のちに貸付日分から、定期預金を担保として徴した関係上、日歩3銭5厘に軽減された）、期限後の遅延損害金日歩8銭、の約定で借り受ける旨の金銭消費貸借契約を締結した。

ただし、同日YとA、B、C、D、Eの5名（いずれも訴外人）との間に、本件貸付契約上のXの債務を連帶して保証する旨の保証契約が成立し、本件貸付契約および同保証契約につき公正証書が作成され、本件貸付債権を担保するため、Bがその所有建物に、Cがその所有田畠にそれぞれ根抵当権を設定した。

本件貸付金750万からは、次の各金額が控除される。①本件貸付金750万円に対する昭和35年10月31日から昭和36年1月28日までの日歩3銭5厘の割合による利息33万6250円、②保証人の資産信用調査その他の手数料1890円、③公正証書作成料3190円、④印紙代980円、⑤抵当権設定費用6万円、⑥火災保険料1カ年分1万1840円、⑦定期積金の掛金14万円、⑧定期預金200万円、⑨別口の手形貸付400万円の利息10万円、の以上の合計金305万4150円を控除し、現実に交付を受けたのは444万5850円であった。

さらに、条件として、①本件貸付については、別口貸付を受け、かつ、その借受金を即時Yに預金することが条件となっていたので、Xは右貸付を受けると同時にその借受金400万円を「むづみ定期預金」とし、これを本件別口貸付債務の担保としてYに差し入れている。②本件定期預金及び4口の定期積金の掛金に対しては、本件貸付債務の担保とすることが貸付の基準となっていたので質権が設定された。③本件貸付契約において、Xが4口の定期積金の掛金の支払を1回以上遅滞したときは、本件貸付の残債務につき期限の利益を失い、Yからのなんらの通知催告を要せず直ちに残債務を完済することと約定されていた所、Xは本件貸付の際以外に右の定期積金の掛金をYに支払ったことはなく、Xは遅くとも昭和36年4月25日までには本件貸付契約上の期限の利益を喪失していた。④YはXに対し、昭和36年5月12日以降本件貸付金に対する遅延損害金のうち日歩6銭を超える部分を放棄した。⑤本件定期預金契約及び本件定期積金契約は昭和37年7月31日に解約され、同預金及び積金は本件貸付債務及び昭和36年3月13日付貸付の160万円の債務の一部の弁済に充当された。⑥全国の信用協同組

合において貸付を受ける組合員の出資額に対する標準的比率は5乃至6%であり、Yにおいても貸付額の8乃至10%の出資を有することを貸付基準としていた。

以上の事実関係に基づいて、XからYに対し、金銭消費貸借契約無効確認請求の訴が提起された。

3 判 旨

1) 第一审に対するX(原告)の主張は、本件の金銭消費貸借契約が、民法90条の公序良俗違反と独禁法19条(一般指定10)違反となり、私法上当然無効であり、無効の確認の訴であった。

第一審判決(岐阜地判昭和45・5・8下級民集21巻5・6号655頁)は、Yが、Xの提供した担保物権(訴外人5名の連帯保証債務や建物・田畠などに根抵当権の設定など)が相当の価値を有しており、かつ連帯保証人(A, B, C, D, Eの5名)にも相当の資産能力があり、さらにXに定期債金14万円、定期預金200万円、別途貸付による仮装の「むつみ定期預金」400万円を条件とし、その利息10万円(昭和35年10月31日から昭和36年3月4日までの日歩2銭の割合による)を差し引いており、以上の事実から「Yのかかる行為は、取引上の優越した地位を利用し、正常な商慣習に照らしてXに不利益な条件で取引するものであり、昭和28年公正取引委員会告示第11号の10に該当し、独禁法19条に違反する」と判示し、「私法上当然無効」であり、本件金銭消費貸借契約は、以上のYの当然無効の行為と不可分一体のものと見得るから当然無効であるとして、Xの請求を全面的に認容した。

2) Yは、第一審判決に対し控訴。Yの主張は、要約すれば、つぎのとおりである。①組合員が組合の事業施設を利用するというような関係は、信用組合の内部的経済行為であり、独禁法24条但書の規定が適用される余地はない。②仮に、本件貸付に右規定の適用があるとしても、同法2条7項(現行法2条9項)に基づく昭和28年公取委告示11号の10(以下、一般指定10という)に該当するものではない。③仮に、本件貸付が一般指定の10に該当し、独禁法19条に違反する行為であるとしても、直ちにそれが私法上無効の行為であると解すべきではない。仮に、独禁法19条に違反する行為を無効と解する説に立脚したとしても、本件貸付およびそれからの控除措置と前記定期預金および定期積金に対する担保設定とは区別すべきであり、かつ公序良俗違反があったとしても、その後の処理によって、もはや本件貸付についてこれを無効と解すべきなんらの理由もない。また仮に、本件貸付が無効であるとしても、約7年も経過しているので、既存事実尊重の立場、権利失効の原則の法理の上からも無効の主張は許されないと解すべきである、などを主張した。

3) 以上の様なY(控訴人)の主張に対して、第二審判決の判旨は次の様に、大体三点について示された。

①「金融機関が貸付をなすに当たり、その条件とした拘束性預金が当該貸付額の50%前後に達し、貸付債務者の負担する利息が実質的には利息制限法所定の制限利率を超えるものとなるような場合は、特段の事情のない限り、右条件は正常な商慣習に照らして貸付債務者に不当に不利益な条件といるべきである」として、「本件貸付に至る経緯に照らせば、YはXに対し取引上優越した地位にあることを利用して、前示のような条件で本件貸付をなしたことが認められ」「本件貸付は独禁法第2条第7項の規定に基づく告示第11号の10に該当し、同法第19条に違反するものと言わなければならない。」

②また「独禁法第2条第7項は、同法における不公正な取引方法を、同項各号に該当する行為であつて、『公正な競争を阻害するおそれのあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの』と規定するが、同項5号の『自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること』は直接市場における競争秩序に影響を及ぼすことはないものであつて、同法がそれに該当する一定の行為を不公正な取引方法として規制の対象としたのは、むしろそれ自体公正な競争阻害のおそれがあるものとしたものと解すべきである。したがつて、本件貸付は右5号該当行為として指定されたものと解される告示第11号の10の適用外にあるというYの右主張は理由がない」。

③しかし、本件貸付の私法上の効力については、「独禁法第19条に違反する行為であるからといって直ちにその私法的効力が否定されると解するのは相当でないというべきである」と判断し「本件貸付の独禁法第19条違反の程度は、前述した本件貸付およびその条件の各性質態様に照らせば、いまだ軽いものというべきであるから、その余の点につき判断を進めるまでもなく、右違反の点によつては本件貸付を無効ということはできないと判示した（名古屋高裁昭和48・8・18下級民集24巻5～8号557頁）。

4) Xは、第二審判決に対して、「原判決には、判決に影響を及ぼすこと明らかな法令の解釈・適用の誤りがある」として上告した。

最高裁（昭和52・6・20民集31巻4号449頁）は、一部破棄、原審差戻し、要約すれば次の如く述べている。

①「銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関が、中小企業等の顧客に貸付をするにあたり、貸付金に対する実質金利を高める等の目的のもとに、自己の優越的地位を利用して、顧客が現実に借受を必要とする金額（実質貸付額）を超える金額につき、顧客に借受を要求して、実質貸付額についての消費貸借契約を締結して、実質貸付額を超える金員を貸し付け（超過貸付）、これと同時に超過貸付額を自己に対する預金として預け入れさせ、これに担保権を設定するなどして法律上又は事実上その払戻を制限するなどいわゆる拘束された即時両建預金をさせたときには、このような預金契約及びそのための超過貸付についての契約は、その目的に照らし、実質貸付額についての契約に附された取引条件といるべきであり、このような預金契約及び超過貸付についての契約が右の取引条件として合理性を有しないものであつて、右各契約が複合することによって顧客に対し正常な商慣習上是認し難い不当な不利益を与えていたり、実質貸付額についての契約、拘束された即時両建預金契約及び超過貸付についての契約は、独禁法19条及び利息制限法の適用上、実質的に一体不可分のものとして総合的に評価するのが相当である」。

②拘束預金の範囲については「本件貸付金から控除された4口の定期積金の掛金合計14万円は、長期の融資である本件貸付の割賦返済の方法となされたものとみるのが相当であり」として、原審で拘束預金に該当すると判断されたのを除外し、「本件貸付中の200万円及び本件別口貸付400万円は前述の超過貸付額に該当し、これらによつて設けられた本件定期預金200万円及び本件もつみ定期預金400万円は、本件貸付及びこれと同時になされた本件別口貸付に対する拘束された即時両建預金に該当すると判断するのが相当である」。

③「そうすると、本件においては、金融機関である被上告人が経済的弱者である上告人に、実質貸付額550万円にすぎない本件貸付をするにあたり、その取引条件として、前記のとおり本件貸付契約及び本件別口貸付契約により合計600万円を超過して貸し付け、右金員を拘束された即時両建預金である本件定期預金及び本件むづみ定期預金とさせたものであると認めるべきである」「右実質貸付額に對比すれば十分な物的及び人的担保があるのに、本件貸付及び本件別口貸付の合計1150万円とこれに對する拘束された即時両建預金の合計600万円との比率は約52.2%に達し、また、上告人が被上告人に支払うべきものとされる利息から上告人が被上告人から受け取るべき利息を控除した実質的な利息の実質貸付額に対する割合、すなわち実質金利は、計算上年1割7分1厘8毛余であって、利息制限法1条1項所定の年1割5分の制限利率を超過するなどの事情が認められるのであるから、前記取引条件は、少なくとも、被上告人が実質貸付額550万円の貸付にあたり不法に高い金利を得る目的のもとに上告人に要求したものと認めるのが相当である。したがって、右取引条件は、被上告人の『取引上の地位が優越していることを利用』して附された『正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件』であって、被上告人は本件貸付につき独禁法19条及び一般指定10にいう不公正な取引方法を用いたものであるというべきである。

④「独禁法19条に違反した契約の私法上の効力については、その契約が公序良俗に反するとされるような場合は格別として、上告人のいように同条が強行法規であるからの理由で直ちに無効であると解すべきではない。ただし、独禁法は、公正かつ自由な競争経済秩序を維持していくことによって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とするものであり、同法20条は、専門的機関である公正取引委員会をして、取引行為につき同法19条違反の事実の有無及び違法性の程度を判定し、その違法状態の具体的かつ妥当な收拾、排除を図るに適した内容の勧告、差止命令を出すなど弾力的な措置をとらしめることによって、同法の目的を達成することを予定しているのであるから、同法条の趣旨に鑑みると、同法19条に違反する不公正な取引方法による行為の私法上の効力についてこれを直ちに無効とすることは同法の目的に合致するとはいひ難いからである。また、本件のように、前記取引条件のゆえに実質金利が利息制限法に違反する結果を生ずるとしても、その違法な結果については後述のように是正されうることを勘案すると、前記事情のもとでは、本件貸付並びにその取引条件を構成する本件別口貸付並びにその取引条件を構成する本件別口貸付、本件定期預金及び本件むづみ定期預金の各契約は、いまだ民法90条にいう公序良俗に反するものということはできない」。

⑤「しかし、右取引条件のゆえに実質金利が利息制限法1条1項所定の利率を超過する結果を生じ、ひいては遅延損害金の実質的割合も同法4条1項所定の割合を超過する結果を生じている以上、右超過部分は、同法の法意に照らし違法なものとして是正しなければならない。そして、本件取引において実質金利及び遅延損害金の実質割合が利息制限法所定の利率及び割合に違反する結果にならないようにするために、本件貸付及び本件別口貸付を通じて貸付利率を一律に是正するとすれば、計算上本件別口貸付の貸付利率についてはかえってこれを引き上げなければならないこととなつて妥当ではないから、その方法としては、前記各即時両建預金が存在しているため実質金利が利息制限法に違反す

る結果を生じていた期間中、本件貸付契約中利率及び遅延損害金の割合に関する約定の一部が無効になるものとして是正するのが相当であり、上告人が支払った利息のうち実質貸付額550万円を元本として利息制限法1条1項所定の利率により計算した金額を超過した部分及び上告人が支払った遅延損害金のうち同法4条1項所定の割合により前同様に計算した金額を超過した部分は、民法488条又は489条により、本件貸付契約又は本件別口貸付契約の残存元本債務に充当されたものと解するのが相当である」(最高裁昭和35年(オ)第1151号同39・11・18民集18巻9号1868頁参照)。

⑥なお、小数意見として、裁判官大塚喜一郎氏の意見は、次のとおりである。「私は、本件追加出資を本件貸付契約の取引条件とした被上告人の行為に対する法的評価について多数意見に同調することができない」その理由は「本件貸付契約の取引条件として上告人に本件追加出資50万円をきょ出させた被上告人の行為は、相互扶助の精神に基づき設立された助成組合である被上告人の基本的性格に反する行為であり、右追加出資の実質は拘束預金にはかならないから、これを拘束預金としたかった原審の判断は、法令の解釈適用を誤ったものである」と述べている。

4 解 説

本件における最高裁判決は、従来から金融機関が自己の債権保全策として行なって來ている所の歩積・両建による拘束預金に対して、違法性を判示したものであり、信用度の低い中小企業に対する金融機関上位の関係とそれを商慣習であると定著せしめて來た強者と弱者の上下の関係に対する指弾として、画期的意義を有すると言えよう。

1) 信用組合の行為と独禁法との関係については、少数意見としての大塚裁判官は「本件条件付貸付は、中小企協組合の組合員に対する信用供与行為であり、信用供与という点においては、一般金融機関の顧客に対する信用供与と共通するのであるが、組合の組合員に対する信用供与は、組合の基本的な性格上、次のような特質を有する。すなわち、中小企業者は、自己の個別経済の助成を受けることを目的として組合員となるのであるから、組合と組合員との社員関係は、組合員がその個別利益を図るため、組合と顧客関係・取引関係をもつことを内在的に予定しており、顧客的社員関係として把握されるべきである。そして、顧客関係は組合員の組合事業（本件の場合は信用供与）利用の需要があるまで、社員関係に潜在しているにとどまり、その需要が生じたときに社員関係から流出して組合対組合員の取引関係として顕在化する。このとき、組合と組合員との間には社員関係と顧客関係がともに顕在化するが、組合員の需要が消滅し取引関係が終了したときには、顕在化していた顧客関係は再び社員関係に沈潜する（大塚・協同組合法の研究358頁以下）」。

以上の如き組合の組合員の関係において、多数意見は、本件貸付にあたりて、実質貸付額を超える超過貸付をし、その超過貸付金を拘束預金とさせたことを、貸付契約の取引条件としており、その条件付貸付は、独禁法24条但書前段に言う不公正な取引方法に該当するとした。

独禁法24条は「この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合の行為には、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合……この限りでない」として、組合が不公正な取引方法を用いる場合には、その行為に独禁法を適用する旨を明らかに

しており、決して、組合員が組合の事業施設の利用・内部的経済行為であって、独禁法24条但書前段規定の適用の余地なし、を否定している。

本条但書前段の趣旨は「本条にいう組合の行為の容認は、その構成員の従属的地位、およびそれにもとづいて構成員が個別的に行動することによりこうむる不当な不利益を克服するために、共同して支配的資本・大企業と、競争面、取引面で対抗することを認め、それに積極的な評価を加えているのであるが、かかる組合が、かかる面以外の個別的な取引関係において、公正な競争を阻害するおそれのある行為を行なうことまでを承認するものでない。支配的資本・大企業との対抗関係における小規模事業者・一般消費者による共同行為を本法に違反しないものとするのが本条の適用除外規定の趣旨にはかならない。かかる意味で、この適用除外の趣旨とは無関係な不公正な取引方法については、それを積極的に評価することも、またそれが行なわれるのを承認することも、論理的根拠を欠くことになる。したがって、不公正な取引方法については、組合の行為は全面的に本法の適用下にさらされることになり、ここに組合の行為の一面における限界が明らかにされているわけである」（正田彬・独占禁止法605頁以下）からである。すなわち、組合（自体）が取引の相手方に対して、または競争関係にあるものとの関係において、不公正な取引方法に該当する行為をした場合は、組合自体が独禁法19条違反となり、学説も一致している。さらに、組合が構成員（組合員）に対して不公正な取引方法を行なった場合は、社員（組合員）関係の中に潜在していた所の、取引（顧客）関係が顕在化して、単なる内部的経済関係・構成員の地位向上のための関係ではなく、通常の取引関係と同様にとらえて、独禁法24条但書前段の規定を適用して、不公正な取引方法に該当する行為であると判旨したものと言える。

2) 拘束預金は、歩積み・両建て預金に代表されるものであり、金融機関が、戦後の財閥解体以後、銀行中心の企業集団・銀行支配の中での経済復興・高度成長の経済構造の中での、金融界の慣行・世界的商慣習として放置・怠慢に対しての、最高裁の無効判決を見てよいし、拘束預金が独禁法19条違反とする点は、原審においても、学説も一致している。

拘束預金は、金融機関の預金の（業務）の拡大競争に対する弱少借手側の強制された協力であり、債権保全のためであり、実質金利の引き上げのためであり、世界的商慣習とは言え、我が国の実態はとくにひどく、今までその不公正はしばしば問題とされても来た。

今回（昭和52・6・20の判決）の事件は、銀行側の自肅と中小企業側の経済的地位の向上・対等化への一つの指針的意義の期待でもあったが、その後の昭和52・12・22の大蔵省の拘束預金の実態調査は、その前年度の2月調査よりは15%減少しているものの、依然として根強いものがある。すなわち、「借入企業のうち、36%が拘束預金を強いられ、借入金合計に対する拘束預金の割合も約12%にのぼっており、特に巧妙といわれる「にらみ預金（明確な拘束性預金の手続をとると、それに見合う貸出しは金利軽減措置が要求されるので、その必要性のたい所の、ヤミの拘束性預金である。金融機関は預金の引出しを嫌い、心理的圧力をかけ、実質的に企業の預金を拘束する）について、企業の形態別に見ると、資本200万円以下の企業では62.2%，同1000万～3000万円以下が79.3%，同3000万円～5000万円以下が86.7%，同5000万円以上の企業は100%と資本金が大きくなるほど、にらみ預金をしている割

合が高くなっている。一方、にらみ預金を余儀なくされた理由としては、①将来借入が難しくなる心配から54.3%、②金融機関がいい顔をしないと思った」（昭和52・12・23朝日新聞）という銀行上位の地位の定着化を示している。それ故に、大蔵省は、①預金担保貸し付け以外の拘束預金は認めない。②拘束性預金のある場合はそれに見合う貸出金利は一定水準以下に抑えること、などの自肅通達し、行政指導を強める方針であるというが長年の慣行と我が国の経済構造・金融支配の実態のなかで簡単に解消しえるものではないし、疑問である。

財閥復活の防止策としての意味をも含まれて立法化した所の、独禁法の歴史の中でも、昭和28年の改正で、仮案の企業分割規定を削除する代わりに導入された「優越的地位の乱用・不公正取引の禁止規定」も充分に活用されなかつたし、前述の大蔵省も、昭和26年以來（昭和26・7当面の財政金融に即応する銀行業務の運営に関する件）、金融機関に対して、10数回に及ぶ通達で、過度の歩積・両建預金（拘束預金）の自肅を要求して來たし、たとえば、①公正取引委員会の「債権保全の適正な限度を超えて、預金者の自由な意思に基づかない場合は独禁法違反」と警告（昭和38・4）、②同じく「拘束預金の実態調査の結果を発表し、不当としての規制をまとめる（昭和39・3）。③衆議院大蔵委員会「不当な歩積・両建の規制に関する決議」（昭和39・6・25）。④大蔵省「歩積・両建預金の自肅の徹底について」（昭和39・6・25、同7・2、同7・10）。「歩積・両建預金の自肅の強化について」（昭和51・11・18）の如く、度重なる自肅の呼びかけ・指導にも拘らず、これと言った成果をあげることができなかつたのが実態である（荒川正志・歩積・両建等拘束預金問題の規制の経緯と現状について31頁以下参照）。

3) 本件貸付及び本件別口貸付の合計1150万円とこれに対する拘束された即時両建預金の合計600万円との比率は約52.2%に達しており、実質金利（年1割7分1厘8毛余）の不当な加重となっており、不当な歩積・両建預金は独禁法2条7項（現行法同条9項）、一般指定の10に該当し、同法19条に違反することは、学説・実務において一致している。それ故に、本件の場合、その拘束比率・拘束の態様・充分な担保の確保等を見る時、一般指定の10に明確に該当するケースであるに拘わらず、「正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件」である（か否か）を判断している点は、不当性の基準について不明確であるとも言える。

また「右各契約が複合することによって顧客に対し正常な商慣習上是認し難い不当な不利益を与えていたる限り、実質貸付額についての契約、拘束された即時両建預金契約及び超過貸付についての契約は、独禁法19条及び利息制限法の適用上、実質的に一体不可分のものとして総合的に評価するのが相当である」としており、一般指定の10の抽象的基準、利息制限法をも加味しての判断は、独禁法自体からの不当性への判断基準を曖昧化せしめているとも言える。

4) 独禁法違反行為の私法上の効力については、本判決は「独禁法19条に違反する不公正な取引方法による行為の私法上の効力についてこれを直ちに無効とすることは同法の目的に合致するとはいひ難いからである……本件貸付並びにその取引条件を構成する本件別口貸付、本件定期預金及び本件おつみ定期預金の各契約は、いまだ民法90条にいう公序良俗に反するものということはできない」として、全面有効説と採ったものと解される。

独禁法違反の取引の私法上の効力については、制定当時は、①全面的無効説が通説であった（石井良三・独禁法299頁以下、横田正俊・独禁法違反の効力・法曹時報1巻8号262頁以下、正田彬・独占禁止法536頁以下。東京地裁昭和27・12・27、同昭和28・4・22、東京高裁昭和28・3・9）。②これに對して、東京高裁昭和28年・12・1、本件の高裁判決（名古屋高裁昭和48・8・14）の如く、制限的無効説が多くなって来ているのが現状の流れと解される（詳しくは、高津幸一・独禁法違反の契約の効力・ジュリスト422号105頁以下参照）。制限的無効説は、さらに第一に、抗弁的無効説（今村成和、独占禁止法182頁以下）、第二に（以下全説は個別具体的の判断説でもあるが）、法律行為目的無効説（田中誠二・経済法概説98頁）、第三に、悪意無効説（大隅健一郎・株式講座1巻130頁以下）、第四に、共益権無効説（三戸岡道夫・白木屋事件をめぐる法律問題・ジュリスト58号13頁）があり、無効とされる事実の多様性の中で、一律に全面的無効として判断するのではなく、具体的・個別的ケースにおいての処理からの意味と解せられる（高津「独禁法違反の契約は無効であるとか、必ずしも無効ではないという表現は、その意味内容が十分に明確であるとはいえない。それ故に、一般的な有効説・無効説の論議は現実に生じてくる問題を解決するに不十分であるし、法律に一定の行為を無効とする旨の規定を置いてもそれだけで問題が全て解決されるというものでもない」115頁と同旨の見解である）。

全面有効説（出雲井正雄・新独占禁止法の解説217頁、福光家慶・独占禁止法違反の効力・国民経済雑誌82巻6号26頁、東京地裁昭和27・12・27、同28・4・22）は、私法上の効力と独禁法の判断を切り離して対処してゆく考え方であり、純民事法理論としては、オーソドックスであり、傾聴すべきである。たとえば、私法上有効にしないと、取引の安全を害する場合とか、株式取得後の権利の変動の困乱防止の如く、法律関係を不安定・不公正にし、私法は独禁法領域と構造・次元を異にする限り、依然として有効説は意義を有しているし、本判決も全面有効説をとったものと解される。

しかし、前述したように、今日では、多数説は制限的無効説を採り、基本的には、独禁法違反の契約を有効にすることは、法の趣旨に反するし、私は経済法関係領域（及び労働法関係領域も同じく）において、現代国家・現代法の意図は、今日の経済生活関係全般への介入・規制を、対等・公平・平等・自由の下に確立していくのが正しいと考えており、そうでなければ、独禁法の運用も精神も空文化してしまうし、全面無効説でなければ、真の救済・解決は求め得ないのではなかろうか（田尾桃二・独禁法違反契約の私法上の効力・別冊ジュリストNo.55 235以下参照）。

5) 本件貸付及び本件別口貸付の合計1150万円のうち、拘束預金600万円（比率52.2%）を控除した残額550万円が実質貸付額であるが、その中には、今回の貸付契約の取引条件として、追加出資金50万円が含まれている。Xは、すでに組合員としての出資金は譲出（組合扶助の精神として出資して組合員資格を得ている）しているにも拘わらず、追加出資金を求めるることは「相手方に不当不利益条件」を附したものであり、追加出資金は（出資金と預金とは、法的性格は異なるけれども）、実質上は預金と経済的効用は同じであり、拘束預金（むしろ、出資金は、払戻しの実現性は乏しく、拘束性は預金より強いと考えられるゆえに）とみなして、実質貸付額を550万ではなく、500万円との判断をすべきであった。少数意見の大塚裁判官に賛成にある。

6) 以上を前堤にして、本判決をまとめると次の如く要約されるし、大体において最高裁が「不公

正取引」として、独禁法違反と断じたことには賛成できる。

すなわち、金融機関が中小企業等の顧客に貸付する場合に、実質金利（その他預金の獲得、債権保全など）を高めるなどの目的のもと、自己の取引上の優越的地位を利用して、必要金額（実質貸付額）を超える金額の借受を要求し（超過貸付）、その額の上に担保権を設定し、法律上・事実上払戻の制限された拘束預金を取引条件にする場合、独禁法19条及び一般指定10にいう不公正な取引方法を用いたものであると判断された。そして、まとめは、上告人Xが支払った利息のうち実質貸付額550万円を元本として、利息制限法1条1項所定の利率により計算した金額を超過した部分及び上告人が支払った遅延損害金のうち同法4条1項所定の割合により前同様に計算した金額を超過した部分は、民法488条又は489条により、本件貸付契約又は本件別口貸付契約の残存元本債務に充当されたものと解するのが相当である、とした。

7) 最後に、本判決が、今後の独禁法の運用に、また金融支配の構造に対して厳しさを求めたものであることは言うまでもない。問題は、拘束預金率が減少しても、にらみ預金の増加の傾向の実状では解決にはならない。

拘束預金に泣く中小企業者向け融資に対して、政府（行政）からの公的制度の確立と金融機関の在り方に対する政策的基本的転換を必要とする時期に来ていると言えよう。

〈参考文献〉

本文に引用したもののほか

判例時報・No.856号 3頁以下

ジュリスト・No.666号232頁以下

別冊ジュリスト・No.53号188頁以下

ジュリスト・No.648号「歩積・両建預金の法律問題」p.85頁以下

法律時報・1977年9月号「独禁法30年と法改正」8頁以下

法律時報・1968年8月号「寡占体制と独禁法」

以上